

建交労 ひかい

2026年6月号
発行：建交労 No.267
岐阜農林建設連合支部
〒501-4234
郡上市八幡町五町1-4-15
電話 0575-67-1582

すべての労災・職業病の根絶をめざす



岐阜労働局 要請書を渡す太田副委員長

労災補償と制度の充実を求めて 第23回 『中部労働局要請』

5月25日(月)、岐阜労働局で労災補償と制度の充実を求める要請を行いました。今年で23回となります。

岐阜県本部から山田透執行委員長、北信越合同支部福井農村労組の宇野和子書記長、愛知分会の古里和真書記長、

三井金属神岡鉱山じん肺訴訟・全国トンネルじん肺根絶訴訟の弁護団より岡本浩明事務局長が応援に駆け付けてくださいました。当支部より太田秋吉副執行委員長をはじめ執

行部・東濃分会の仲間が参加し8名で要請を行いました。岐阜局は、総務課長ら6名が対応しました。

山田執行委員長が要請の趣旨について説明。その後、要請書の各項目について担当課から回答がありました。

本年度の要請で重点項目としたのは、じん肺診査ハンドブックの改訂に関する要請です。約50年ぶりに改定されたハンドブックが本年4月1

日より適用が開始されました。ハンドブックは、じん肺について適切な予防と健康管理、必要な措置を行い、労働者の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的として定められた『じん肺法』を適切に運用するために、じん肺健康診断・じん肺管

理区分決定や合併症について詳細に記されたものです。じん肺法の根幹をなすものです。

膿性痰の指標として新に好中球エラストアゼ検査が追記されました。好中球エラストアゼ検査は基準値が定められておらず『必須ではない』ことをじん肺診査医や労災協力医などに徹底するよう強く求めました。

またCT検査はじん肺管理区分決定において『参考のとどめる』とされています。CT画像の提出を強要しないことを確認しました。

要請項目が多岐にわたり、十分掘り下げた意見交換ができなかったところもありますが、要請を継続することにより労災職業病にかかわる補償と制度の充実の実現をめざしていきます。

遺族年金不支給取消訴訟(尾形裁判)

岐阜地裁 不当判決 私たちは断固として闘う！

5月15日、岐阜地方裁判所(秋吉信彦裁判長)は、原告の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。

《尾形裁判とは》

故尾形操さんは、神岡鉱業(株)で鉛精錬作業などに従事し、じん肺に罹患しました。その後、じん肺の法定合併症である原発性肺がんを発症し、亡くなりました。妻の美代子さんは高山労働基準監督署に遺族年金請求を行いました。監督署は、じん肺死でないとしてその請求を認めませんでした。不服審査も棄却されたため、行政訴訟をおこないました。

《争点となったのは》

操さんの死亡の原因が、じん肺もしくは合併症(肺がん)によるものであるか否かが争点となりました。

国は、直接死因である『誤嚥性肺炎』は一酸化炭素中毒の後遺症によるもの(のちに認知症によるもの)と主張。原告は、肺がんがステージⅣに進行し、全身状態が悪化したことが原因だと主張しました。

《岐阜地裁判決の不当性について》

岐阜地方裁判所は、国の主張をうのみにして「誤嚥性肺炎を発症して死亡したことについては、じん肺や肺がんに起因するものではなく一酸化炭素中毒の後遺症や認知症に起因するものであった」と判断しました。

加藤医師(国証人)の「現在の医学では、ステージ4であっても完治される方もみえます。」等の証言から、裁判所は肺がんの増悪を否定しました。水嶋医師(原告証人)は、肺がんが増大しており、栄養障害を

合併し誤嚥性肺炎を発症させたことを証言しました。主治医であった中島医師も、根本に塵肺、原発性肺癌等の呼吸器疾患があり、難治性の呼吸器感染を合併したことが予後を決定的に悪化させたと意見を述べています。

裁判所が、水嶋医師や中島医師の判断を退けて、加藤医師の判断を採用した合理的理由を判決から読み取ることができませんでした。まさに医学的知見をまったく理解しない不当な判決です。



報告集会で話す尾形美代子さん

《不当判決に屈せず！名古屋高裁で正しい判決を！》

じん肺の合併症である『原発性肺がん』で苦しい療養生活を余議なくされた方は少なくありません。ステージⅣの最重症（全身にガン細胞が広がっている状態）の治療は抗がん剤によって行われますが、じん肺患者は間質性肺炎の重篤な副作用が起こりやすく、抗がん剤の治療を中断したりできない場合がほとんどです。裁判所はそうしたじん肺患者の被害について正しく理解し、被災者を救済する判断を示すべきです。私たちは控訴し、正義の判決が出されるまで闘い抜きます。

同時に、国が、じん肺被災者と家族を救済するといふ原点から逸脱した行政を行うことのないようこの裁判をとおして闘っていきま

2026年5月15日

声 明

三井金属神岡鉱山じん肺訴訟弁護団
全日本建設交運一般労働組合

- 1 本日、岐阜地方裁判所民事1部（秋吉信彦裁判長）は、原告の請求を棄却する判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。
- 2 本件は、当時、三井金属鉱業株式会社及び神岡鉱業株式会社が事業を行っていた神岡鉱山で働き、じん肺及び肺がんを罹患した被災者が一酸化炭素中毒になり、その後、誤嚥性肺炎で亡くなったことから、その配偶者である原告が遺族年金等の労災申請をしたところ、高山労働局が労災不支給決定をしたことから、その取り消しを求めた裁判である。
- 3 じん肺及び肺がんが全身状態を悪化させ、身体機能を低下させるものであることは臨床の現場では常識である。誤嚥性肺炎は嚥下機能の低下により発症するものであり、本件被災者もまさにじん肺及び肺がんを罹患した結果、全身状態が悪化し、嚥下機能も低下したことから誤嚥性肺炎に罹患し、亡くなったものである。
そうであるにもかかわらず、本判決は、直接の死因である誤嚥性肺炎は一酸化炭素中毒及び認知症の影響によるものであるとの誤った判断をした。裁判所は、じん肺及び肺がんの被害の実態を全く理解しないものというほかなく、極めて不当である。
- 4 原告、弁護団及び労働組合は、かかる不当判決には屈しない。被告国に対しては、じん肺及び肺がんの被害の実態を正しく理解し、被災者及びその遺族を救済する立場に立つて今後の労災行政に真摯に取り組むことを求めるものである。

以上

2026年5月の活動報告

- 5/13 神岡じん肺第3陣訴訟 弁論
 5/15 尾形行政訴訟 判決
 5/19 転院について依頼
 5/20 神岡じん肺訴訟 弁護団会議
 5/25 中部労働局要請
 5/28 中部労働局要請

- @岐阜地方裁判所
 @岐阜地方裁判所
 @光陽クリニック
 @リモート参加
 @岐阜労働局
 @福井労働局

2026年6月の活動予定

- 6/3 中部労働局要請
 6/5 新規クリニック 打ち合わせ
 6/10 神岡じん肺訴訟 弁護団会議
 6/11 なくせじん肺キャラバン実行委員会
 6/16 神岡じん肺第3陣訴訟 弁論
 6/21 リサーチセンター総会
 6/26 神岡じん肺闘争本部会議

- @愛知労働局
 @多治見
 @リモート参加
 @リモート参加
 @岐阜地方裁判所
 @リモート参加
 @郡上市文化センター

【日付】 6月16日 午前10時～

【場所】 岐阜地裁 304号法廷

証人尋問のため組合員は全員傍聴応援を！！

編集後記

毎年5月は楽しい(ウソ)田植だ。早朝4時30分に夫に起こされた。朝寝坊が大好きなわたくし。もう目まいがしそう。たった5反(50a)の田んぼです。なんでこんなに早くからやるんかい！とムカついてくる。苗に水と農薬をばらばらまいていたら、5時に義弟が軽トラで手伝いに来てくれた。朝から元気な爺達だ。育苗箱もおおかた洗い終わりやれやれと思っていたら、弟が「手伝うで、植え直しをやるう。」と言う。嫌だよくおと思ったが、兄嫁のメンツがある。やらないわけにはいかない。

やっと最後の田んぼになったとき、疲れて尻もちをついてしまった。近くにいた夫に救出を依頼。「どんくさい奴や、もうちよつとやで濡れたままやれ。」「いやや、おしりが冷たいやん。着替えてくるから軽トラの鍵貸して。」「歩いていけ、俺の愛車に泥が付くやろ。」と鍵を出してくれなかった。冷たい野郎だ。

後日、友達とお茶を飲みに行ったらみんなが口ぐちに「あんた、植え直ししとったやろ。立派や！」と褒めてくれた。シゲちゃん「もしかしたら、田圃で転んだ？」と聞く。夫がどんな対応をしたか、事細かにチクリました。

兼山